

平成31年1月定例会 資料

長浜市教育委員会

平成31年1月長浜市教育委員会定例会 議事日程

平成31年1月24日(木) 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
12月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議
議案第1号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

日程第5 その他

3. 閉 会

平成31年2月教育委員会定例会開催日程 2月19日(火) 午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第1号

件 名：長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

第1 提出理由

- (1) 制服やかばんなど入学に必要な学用品等の購入費用を入学前に支給する「入学前応援金」制度を設けるもの
- (2) 生活保護基準の改定に伴い、就学援助の給付基準が減額とならないよう、係数の引き上げを行うもの
- (3) 給付対象経費のうち「通学費」については「長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱」に支給規定があることから整理するもの

第2 要点

(1) 入学前応援金

対象者：新小学1年生（約100人）、新中学1年生（約130人）

支給要件：①申請時点で長浜市内に住所を有すること（3月末日までに市外転出される人を除く）

②4月に滋賀県内の国公立の小・中・義務教育学校に入学または義務教育学校の後期課程1年目に進級予定であること

③世帯の所得金額が市の定める基準以下であること

支給単価：新小学1年生 40,600円 新中学1年生 47,400円

支給時期：入学前の2月下旬

その他：通常の就学援助については別途申請が必要で、既存の「新入学児童生徒学用品費」と重複して受給はできない。

(2) 係数の変更

平成30年10月1日に生活保護基準が改定され、生活保護基準額が減額となる。就学援助は生活保護基準に係数を乗じたものを給付基準としていることから、基準に用いる係数の引き上げを行うことで生活保護基準改定の影響ができる限り及ばないようにする。

なお、生活保護基準は3年をかけて段階的に改定されるため、就学援助の係数も段階的に改定する。また、入学前応援金については新入学児童生徒学用品費の支給基準と合わせるため1年前倒しで係数を改定する。

現状：1.3 → 31年度：1.31 → 2020年度：1.33 → 2021年度：1.35
(2018) (2019)

(3) 通学費

本要綱から削除し、「長浜市児童生徒遠距離通学扶助費支給要綱」により支給する。

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

長浜市就学援助費給付要綱の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

平成31年1月24日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市就学援助費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱

第1条中「援助」の次に「等」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童又は生徒 学校教育法第17条第1項又は同条第2項の規定により滋賀県内の国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者をいう。
- (2) 入学予定者 学校教育法第17条第1項の規定により翌年度に滋賀県内の国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に入学若しくは義務教育学校の後期課程1年目に進級予定の者をいう。
- (3) 入学前応援金 入学予定者に対し、入学又は進級に必要な学用品等の購入費用として、入学又は進級する前の年度に支給するものをいう。

第2条ただし書中「7」を「6」に、「8」を「7」に改め、同条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 医療費 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）
- (7) 学校給食費 学校給食に要する費用の実費

第2条第8号を削り、同条に次の1項を加える。

2 この要綱による入学前応援金（以下「応援金」という。）を給付することのできる対象経費は、入学予定者のうち、応援金給付対象として認定された者が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の価額又は購入費の額とする。

第3条中「援助費」の次に「及び応援金」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「給付」の前に「援助費の」を加え、同条中「対象者は、」の次に「児童又は生徒の保護者で、」を加え、「学校教育法第17条第1項又は同

条第2項の規定により滋賀県内の国公立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者で、」を削り、同条第1項第2号を以下のように改める。

(2) 準要保護者 次のアからウまでのいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

ア 当該年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税であった者

イ ア以外の者で、世帯全員の前年の総収入額から必要経費を控除した額（給与所得の場合は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5の付表を準用したときの給与控除後の給与等の金額とする。以下「所得額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号、以下「生活保護基準」という。）に定める基準生活費及び教育扶助の額（援助費給付年度の4月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.31を乗じて得た額（住居を有しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。）以下である世帯の者

ウ その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により所得が著しく減ったとき、又は世帯員の病気等により当該世帯の支出が著しく増えた者

同条に次の1項を加える。

2 応援金の給付対象者は、入学予定者の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当する者とする。

(1) 当該年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税であった者

(2) 前号以外の者で、所得額が、生活保護基準に定める基準生活費及び教育扶助の額（応援金給付年度の2月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.33を乗じて得た額（住居を有しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。）以下である世帯の者

(3) その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により所得が著しく減った者、又は世帯員の病気により当該世帯の支出が著しく増えた者
第5条第1項中「毎年度」を削り、「申請書」の次に「（様式第1号）」を、「添えて」の次に「毎年度」を加え、同項第1号中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 応援金の給付を受けようとする者は、入学前応援金受給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 前条第2項第3号に該当する場合は、それを証する書類及び民生委員の意見書

(2) 第1項第2号から第5号に規定する書類

第5条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費等及び応援金の給付については、教育委員会が指定する日までに前2項に定める申込みをしな

ければならない。

第6条第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、「1」を「3」に、「2」を「4」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第2項の申込みを受けたときは、その内容を審査し給付の認否の決定のうえ、申込者にその旨を入学前応援金給付認定通知書（様式第5号）又は入学前応援金給付否認通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて関係者に通知することができる。

第6条に次の1項を加える。

3 前2項の決定については、学校長の意見を求めるとともに必要に応じ民生委員又は福祉事務所長に意見を求めることができるものとする。

第7条第4項を次のように改める。

4 応援金の給付期間は第1条に規定する学校に入学又は義務教育学校の後期課程1年目に進級する前の年度の2月1日に始まり3月31日で終わるものとする。

第7条に次の1項を加える。

5 前4項の規定にかかわらず援助費及び応援金は、生活保護費の教育扶助及び他の援助費等と重複して給付することはできない。ただし、応援金と援助費（第2条第4号を除く。）若しくは応援金と長浜市特別支援教育就学奨励費（新入学児童生徒学用品費等を除く。）については、それぞれの認定を受けた者に重複して給付することができる。

第8条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、応援金においては給付年度の3月末日までに保護者若しくは児童又は生徒が長浜市から転出したとき。

第8条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 応援金給付後に第1条に規定する学校に入学又は進級しなかったとき。

(5) 虚偽の申込みにより給付を受けていることが判明したとき。

第8条第1項に次の1号を加える。

(6) その他教育委員会が給付を停止し、又は取り消す必要があると認めるとき。

第8条第2項中「前項」の次に「第3号、」を加え、同項中「前項第4号」の次に「及び第5号」を加え、同項中「援助費」の次に「又は応援金」を加える。

第9条第5項及び第6項を次のように改める。

5 学校給食費に係る援助費については、原則として学校給食を供給する学校給食会に直接支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担として支払った学校給食費は保護者に給付することができるものとする。

6 応援金については、第1条に規定する学校に入学又は後期課程1年目に進級する前の年度内に保護者の希望する口座に給付するものとする。

第10条中「援助費」の次に「又は応援金」を加える。

別表《第1番目の段落〔要保護及び準要保護児…〕》及び

通学費	実所要額	実所要額
-----	------	------

を削り、別表に次のように加える。

入学前応援金	40,600円	47,400円
--------	---------	---------

様式第1号中「6」を「5」に改め、同様式中
「

第 年 月 日

保護者住所
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

就学援助費給付認定通知書

就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学 校 名 ・ 学 年	年	
児 童 ・ 生 徒 名		
保 護 者 名		
認 定 日	年 月 日	
認 定 理 由 番 号		

(注意)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」を

住居の状況	前年度就学援助状況
持ち家 ・ アパート・借家(家賃月額 円)	受けていた ・ 受けていない

※振込情報については、正確に記入し、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。

就学援助費は下記口座に振込みを希望します。なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。

銀 行 信用金庫 農 協	店	預金 種目	普通 当座	口座 番号
		ふりがな		
銀行コード(金融機関コード)	支店コード(店番)	口座名義		

★口座情報に変更があった場合は、速やかに報告してください。振込不能となり支給できなくなります。

就学援助費は学校口座に振込み(学校長委任)を希望します。

委 任 状

長浜市から受ける就学援助費について、その請求、受領、返納、学校徴収金(教材費、学校給食費等)の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

年 月 日

申請者氏名 ㊟

長浜市立学校長あて

備 考 欄

<記入上の注意>

- この申請書は、世帯につき1枚となります(対象児童・生徒が2人以上の場合はまとめて申請し、一番年上のお子さんがおられる学校へ提出してください)。
 - 添付書類は、次の書類を添付してください。
 - ①援助費の口座振込みをご希望の場合は、金融機関・店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー
 - ② 年1月1日現在、長浜市に住所がなかった人は、 年中の所得を確認できる書類(コピーでも可)
 - ③住まいが持ち家でない場合は、家賃額がわかるもの(契約書のコピーなど)
※契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家賃・間代証明書」を添付してください。
 - ④会社の倒産、事業の閉鎖、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合や、病気等により、世帯の支出が著しく増えた場合は、それがわかるもの(離職票や給与明細書の写しなど)
- ※④の理由により申請される場合は、下記に担当地区民生委員の意見が必要になります。
この場合、就学援助費の受給認定に関して、長浜市教育委員会が担当地区民生委員へ問い合わせることがあります。

※ 担当地区民生委員意見欄

民生委員氏名 ㊟

」に

改める。

様式第2号中「6」を「5」に改め、同様式中
「

第 号
年 月 日

保護者住所
氏名

あて

長浜市教育委員会教育長

就学援助費受給申請却下通知書

就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費給付要綱第6条の規定により、下記
のとおり通知します。

記

学校名・学年	年		
児童・生徒名			
保護者名			
却下日	年	月	日
却下理由番号			

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

を「

年度 入学前応援金受給申請書

受付欄

長浜市教育委員会あて							
下記の理由により入学前応援金を申請します。 年 月 日							
申請者(保護者)	住所	〒 長浜市			電話番号		
					自宅携帯		
	ふりがな		生年月日	年齢	勤務先等		
	氏名	◎		歳			
入学予定者	氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年	
				歳	学校	1・7年	
				歳	学校	1・7年	
				歳	学校	1・7年	
その他同一生計の家族	以下に上記入学予定者以外で、申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父母等)の情報を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。同一世帯でも、生活費を分けている場合は記入不要です。						
	氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校・学年		
				歳			
				歳			
				歳			
				歳			
				歳			
				歳			
				歳			
申請理由	(援助を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)						
承諾書・同意書							
<p>1. 私(申請者)は、長浜市の入学前応援金の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。</p> <p>2. 私(申請者)は、 年3月末日までに長浜市から転出したとき、または入学予定者が 年4月に滋賀県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校に入学しなかったときまたは義務教育学校後期課程1年目に進級しなかったときは、支給された入学前応援金を返還することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 ◎</p>							
長浜市教育委員会あて							

裏面も必ず記入してください。

住居の状況	年度就学援助状況
持ち家 ・ アパート・借家(家賃月額 円)	受けていた ・ 受けていない

※振込情報については、正確に記入し、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。

<input type="checkbox"/> 入学前応援金は下記口座に振込みを希望します。なお、振込みをもって入学応援金を受領したものとします。					
銀 行 信用金庫 農 協	店	預金 種目	普通 当座	口座 番号	
		ふりがな			
銀行コード(金融機関コード)		支店コード(店番)		口座名義	

★口座情報に変更があった場合は、速やかに報告してください。振込不能となり支給できなくなります。

備 考 欄

<記入上の注意>

1. この申請書は、世帯につき1枚となります(入学予定者が2人以上の場合はまとめて申請し、長浜市教育委員会事務局すこやか教育推進課まで提出してください)。

2. 年度の就学援助費(学用品費・学校給食費等)の受給を希望する場合は、別途 年度就学援助費受給申請書の提出が必要です。

3. 添付書類は、次の書類を添付してください。

① 応援金振込先口座の金融機関・店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー

② 年1月1日現在、長浜市に住所がなかった人は、 年中の所得を確認できる書類(コピーでも可)

③ 住まいが持ち家でない場合は、家賃額がわかるもの(契約書のコピーなど)

※契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家賃・間代証明書」を添付してください。

④ 会社の倒産、事業の閉鎖、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合や、病気等により、世帯の支出が著しく増えた場合は、それがわかるもの(離職票や給与明細書の写しなど)

※④の理由により申請される場合は、下記に担当地区民生委員の意見が必要になります。

この場合、入学応援金の受給認定に関して、長浜市教育委員会が担当地区民生委員へ問い合わせることがあります。

※ 担当地区民生委員意見欄
----- -----
民生委員氏名 ④

に改める。

様式第2号の次に次の4様式を加える。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

保護者住所

氏名

様

長浜市教育委員会教育長

就学援助費給付認定通知書

就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年	学校	年
児童・生徒名		
保護者名		
認定日	年	月 日
認定理由番号		

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

保護者住所

氏名 様

長浜市教育委員会教育長

就学援助費給付否認定通知書

就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年	学校	年
児童・生徒名		
保護者名		
否認定日	年	月 日
否認定理由番号		

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

保護者住所

氏名 様

長浜市教育委員会教育長

入学前応援金給付認定通知書

入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年	学校	年
児童・生徒名		
保護者名		
認定日	年	月 日
認定理由番号		

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

保護者住所

氏名

様

長浜市教育委員会教育長

入学前応援金給付否認定通知書

入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年	学校	年
児童・生徒名		
保護者名		
否認定日	年	月 日
否認定理由番号		

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>教育基本法</u>(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、<u>経済的理由</u>によって就学困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助等を行い、<u>義務教育の円滑な実施に資すること</u>を目的とする。</p> <p>第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童又は生徒</u> <u>学校教育法第17条第1項又は同条第2項の規定により滋賀県内の国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者をいう。</u></p> <p>(2) <u>入学予定者</u> <u>学校教育法第17条第1項の規定により翌年度に滋賀県内の国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に入学若しくは義務教育学校の後期課程1年目に進級予定の者をいう。</u></p> <p>(3) <u>入学前応援金</u> <u>入学予定者に対し、入学又は進級に必要な学用品等の購入費用として、入学又は進級する前の年度に支給するものをいう。</u></p> <p>(給付対象経費)</p> <p>第2条 この要綱による就学援助費(以下「援助費」という。)を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号及び第7号の費用については、長浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する者に限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>医療費</u> <u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用(社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)</u></p> <p>(7) <u>学校給食費</u> <u>学校給食に要する費用の実費</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>長浜市就学援助費給付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>教育基本法</u>(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、<u>経済的理由</u>によって就学困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助等を行い、<u>義務教育の円滑な実施に資すること</u>を目的とする。</p> <p>(給付対象経費)</p> <p>第2条 この要綱による就学援助費(以下「援助費」という。)を給付することのできる対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、第7号及び第8号の費用については、長浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する者に限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>通学費</u> <u>最も経済的な通常の経路方法による片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル、生徒にあつては6キロメートル以上の者が通学する場合に要する交通費。ただし、特別支援学級に通学する児童又は生徒にあつては、通学距離を問わないものとする。</u></p> <p>(7) <u>医療費</u> <u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用(社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)</u></p>

(1/14)

新	旧
<p>2 この要綱による入学前応援金(以下「応援金」という。)を給付することのできる対象経費は、<u>入学予定者のうち、応援金給付対象として認定された者が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の価額又は購入費の額とする。</u></p> <p>(給付金額)</p> <p>第3条 前条に掲げる給付対象経費に係る援助費及び<u>応援金</u>の額は、別表に掲げる額の範囲内とする。ただし、実費を給付することが望ましいものについては、予算の範囲内で給付することができるものとする。</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第4条 援助費の給付対象者は、<u>児童又は生徒の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>準要保護者</u> <u>次のアからウまでのいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者</u></p> <p>ア 当該年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税であった者</p> <p>イ ア以外の者で、<u>世帯全員の前年の総収入額から必要経費を控除した額(給与所得の場合は、所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5の付表を準用したときの給与控除後の給与等の金額とする。以下「所得額」という。)</u>が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号、以下「生活保護基準」という。)に定める基準生活費及び教育扶助の額(援助費給付年度の4月1日現在で算出するものとする。)の合計額を年額に換算し1.31を乗じて得た額(住居を有しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。)以下である世帯の者</p>	<p>(8) <u>学校給食費</u> <u>学校給食に要する費用の実費</u></p> <p>(給付金額)</p> <p>第3条 前条に掲げる給付対象経費に係る援助費の額は、別表に掲げる額の範囲内とする。ただし、実費を給付することが望ましいものについては、予算の範囲内で給付することができるものとする。</p> <p>(給付対象者)</p> <p>第4条 給付対象者は、長浜市内に住所を有し、<u>学校教育法第17条第1項又は同条第2項の規定により滋賀県内の国公立の小学校、中学校又は義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次の各号いずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>準要保護者</u></p> <p>ア <u>生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で当該年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税であったもの</u></p> <p>イ ア以外の者で、<u>aに定める額がbに定める額以下である世帯の保護者で、教育委員会が認めるもの</u></p> <p>a <u>世帯全員の前年の総収入額から必要経費を控除した額(所得額)。ただし、給与所得の場合は、所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5の付表を準用したときの給与控除後の給与等の金額とする。</u></p>

(2/14)

新	旧
<p>ウ その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により所得が著しく減ったとき、又は世帯員の病気等により当該世帯の支出が著しく増えた者</p> <p>2 応援金の給付対象者は、入学予定者の保護者で、長浜市内に住所を有し、次の各号いずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 当該年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税であった者</p> <p>(2) 前号以外の者で、所得額が、生活保護基準に定める基準生活費及び教育扶助の額（応援金給付年度の2月1日現在で算出するものとする。）の合計額を年額に換算し1.33を乗じて得た額（住居を有しない場合は、生活保護基準の住宅扶助の年額を限度として、家賃・間代を加算する。）以下である世帯の者</p> <p>(3) その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により所得が著しく減った者、又は世帯員の病気により当該世帯の支出が著しく増えた者</p> <p>（給付申込み）</p> <p>第5条 援助費の給付を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて毎年度学校長又は教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第1項第2号ウに該当する場合は、それを証する書類及び民生委員の意見書</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 応援金の給付を受けようとする者は、入学前応援金受給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて教育委員会へ申し込みする</p>	<p>b 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号、以下「生活保護基準」という。）に従い世帯構成の状況に応じて4月1日現在で算出した基準生活費の額（第1類、第2類、期末一時扶助額）及び教育扶助の額（基準額及び学校給食費の額の合計）の合計額を年額に換算し1.3を乗じて得た額に、住居を有しない者は家賃・間代（生活保護基準の住宅扶助の年額を限度とする。）を加算して得た額</p> <p>ウ その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により所得が著しく減ったとき、又は世帯員の病気等により当該世帯の支出が著しく増えたとき等で教育委員会が援助費を給付する必要があると認めるもの</p> <p>（給付申込み）</p> <p>第5条 援助費の給付を受けようとする者は、毎年度就学援助費受給申請書に、次に掲げる書類のうち教育委員会が指定したものを添えて学校長又は教育委員会へ申し込みするものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第2号ウに該当する場合は、それを証する書類及び民生委員の意見書</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費等の給付については、毎年4月30日までに前項に定める申込みをしなければならない。</p>

(3 / 14)

新	旧
<p>ものとする。ただし、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 前条第2項第3号に該当する場合は、それを証する書類及び民生委員の意見書</p> <p>(2) 第1項第2号から第5号に規定する書類</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費等及び応援金の給付については、教育委員会が指定する日までに前2項に定める申込みをしなければならない。</p> <p>（給付の認否の決定）</p> <p>第6条 前条第1項の申込みを受けたときは、その内容を審査し給付の認否の決定のうえ、申込者にその旨を就学援助費給付認定通知書（様式第3号）又は就学援助費給付否認認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて関係者に通知することができる。</p> <p>2 前条第2項の申込みを受けたときは、その内容を審査し給付の認否の決定のうえ、申込者にその旨を入学前応援金給付認定通知書（様式第5号）又は入学前応援金給付否認認定通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて関係者に通知することができる。</p> <p>3 前2項の決定については、学校長の意見を求めるとともに必要に応じ民生委員又は福祉事務所に意見を求めることができるものとする。</p> <p>（給付期間）</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 応援金の給付期間は第1条に規定する学校に入学又は義務教育学校の後期課程1年目に進級する前の年度の2月1日に始まり3月31日で終わるものとする。</p> <p>5 前4項の規定にかかわらず援助費及び応援金は、生活保護費の教育扶助及び他の援助費等と重複して給付することはできない。ただし、応援金と援助費（第2条第4号を除く。）若しくは応援金と長浜市特別支援教育就学奨励費（新入学児童生徒学用品費等を除く。）については、それぞれの認定を受けた者に重複して給付することができる。</p> <p>（認定の取消し等）</p>	<p>（給付の認否の決定）</p> <p>第6条 前条の申込みを受けたときは、その内容を審査し給付の認否の決定のうえ、申込者にその旨を就学援助費給付認定通知書（様式第1号）又は就学援助費給付否認認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、必要に応じて関係者に通知することができる。</p> <p>2 前項の決定については、学校長の意見を求めるとともに必要に応じ民生委員又は福祉事務所に意見を求めることができるものとする。</p> <p>（給付期間）</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず援助費の給付は、生活保護費の教育扶助及び他の援助費等と重複して給付することはできない。</p> <p>（認定の取消し等）</p>

(4 / 14)

新	旧												
<p>第8条 年度中途において、給付を受けている児童若しくは生徒又は保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童又は生徒が長浜市から転出したとき。<u>ただし、応援金においては給付年度の3月末日までに保護者若しくは児童又は生徒が長浜市から転出したとき。</u></p> <p>(4) <u>応援金給付後に第1条に規定する学校に入学又は進級しなかったとき。</u></p> <p>(5) <u>虚偽の申込みにより給付を受けていることが判明したとき。</u></p> <p>(6) <u>その他教育委員会が給付を停止し、又は取り消す必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 前項第3号、第4号及び第5号に規定する場合にあつては、既に給付を受けた援助費又は応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>(給付方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 学校給食費に係る援助費については、原則として学校給食を供給する学校給食会に直接支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担として支払った学校給食費は保護者に給付することができるものとする。</p> <p>6 応援金については、第1条に規定する学校に入学又は後期課程1年目に進級する前の年度内に保護者の希望する口座に給付するものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第10条 学校長は、援助費又は応援金の給付を受けている児童若しくは生徒又はその者の保護者が年度中途において、第8条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し給付を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">対象経費等</td> <td style="width: 35%;">児童 (小学生)</td> <td style="width: 35%;">生徒 (中学生)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象経費等	児童 (小学生)	生徒 (中学生)	(略)			<p>第8条 年度中途において、給付を受けている児童若しくは生徒又は保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童又は生徒が長浜市から転出したとき。</p> <p>(4) <u>虚偽の申込みにより給付を受けていることが判明したとき。</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が給付を停止し、又は取り消す必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 前項第4号に規定する場合にあつては、既に給付を受けた援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>(給付方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通学費に係る援助費については、交通機関の発行した定期券を購入したこと及び購入することを証する学校長の証明に基づき学校長を通じて保護者に給付するものとする。</p> <p>6 学校給食費に係る援助費については、原則として学校給食を供給する学校給食会に直接支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担として支払った学校給食費は保護者に給付することができるものとする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第10条 学校長は、援助費の給付を受けている児童若しくは生徒又はその者の保護者が年度中途において、第8条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し給付を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">要保護及び準要保護児童生徒就学援助費給付限度年額表</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">対象経費等</td> <td style="width: 35%;">児童 (小学生)</td> <td style="width: 35%;">生徒 (中学生)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象経費等	児童 (小学生)	生徒 (中学生)	(略)		
対象経費等	児童 (小学生)	生徒 (中学生)											
(略)													
対象経費等	児童 (小学生)	生徒 (中学生)											
(略)													

(5 / 14)

新	旧	
修学旅行費	実所要額	実所要額
学校給食費	実所要額	実所要額
医療費	学校保健安全法第24条に規定する疾病の治療に要する経費の保護者負担分	
入学前応援金	40,600円	47,400円

新	旧	
修学旅行費	実所要額	実所要額
通学費	実所要額	実所要額
学校給食費	実所要額	実所要額
医療費	学校保健安全法第24条に規定する疾病の治療に要する経費の保護者負担分	

新	旧																																																																																		
<p>様式第1号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">年度 就学援助費受給申請書</p> <p>長浜市教育委員会</p> <p>下記の理由により就学援助を申請します。 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>申請者(保護者)の住所</td> <td>〒</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>長浜市</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>生年月日</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>性</td> <td>勤務先</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>申請者との続柄</td> <td>生年月日</td> <td>年齢</td> <td>学校名</td> <td>学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td>学校</td> <td>年</td> </tr> </table> <p>以下に上記対象児童生徒以外で、申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父母等)の情報を記入してください。世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。同一世帯でも、生活費を分けている場合は記入不要です。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名(ふりがな)</td> <td>申請者との続柄</td> <td>生年月日</td> <td>年齢</td> <td>勤務先または学校</td> <td>学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>申請理由</p> <p>(理由を必ずする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)</p> <p style="text-align: center;">承 諾 書</p> <p>1. 私(申請者)は、長浜市の就学援助制度の申請のため、上記に記載する家族全員の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。</p> <p>2. 私(申請者)は、学校徴収金(教材費、学校給食費等)について未納が生じた場合、もしくは未納が生じることが確実な場合は、就学援助費の請求、受領、返納、学校徴収金の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p>長浜市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">裏面も必ず記入してください</p>	申請者(保護者)の住所	〒	電話番号	住 所	長浜市	自宅	ふりがな	生年月日	年齢	氏 名	性	勤務先	氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年				歳	学校	年				歳	学校	年				歳	学校	年				歳	学校	年	氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校	学年				歳						歳						歳						歳			<p>様式第1号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付認定通知書</p> <p>就学援助費受給申請については、長浜市就学援助費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>学校名・学年</td> <td style="text-align: right;">年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認定理由番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として(訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	年	児童・生徒名		保護者名		認定日	年 月 日	認定理由番号	
申請者(保護者)の住所	〒	電話番号																																																																																	
住 所	長浜市	自宅																																																																																	
ふりがな	生年月日	年齢																																																																																	
氏 名	性	勤務先																																																																																	
氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年																																																																														
			歳	学校	年																																																																														
			歳	学校	年																																																																														
			歳	学校	年																																																																														
			歳	学校	年																																																																														
氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校	学年																																																																														
			歳																																																																																
			歳																																																																																
			歳																																																																																
			歳																																																																																
学校名・学年	年																																																																																		
児童・生徒名																																																																																			
保護者名																																																																																			
認定日	年 月 日																																																																																		
認定理由番号																																																																																			

(7/14)

新	旧																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>住居の状況</td> <td>前年度就学援助状況</td> </tr> <tr> <td>持ち家 □ アパート □ 借家(家賃月額 円)</td> <td>受けていた □ 受けていない</td> </tr> </table> <p>※収入情報については、正確に記入し、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 就学援助費は下記口座に振込みを希望します。なお、振込みをもって就学援助費を受領したものとします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>銀行</td> <td>支店</td> <td>普通</td> <td>口座</td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>店</td> <td>種別</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>農 協</td> <td>ふりがな</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>銀行コード(金融機関コード) 支店コード(支店番号) 口座名義</p> <p>★口座情報に変更があった場合は、速やかに修正してください。誤り不備となり支給できなくなります。</p> <p><input type="checkbox"/> 就学援助費は学校口座に振込み(学校長委任)を希望します。</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>長浜市から受ける就学援助費について、その請求、受領、返納、学校徴収金(教材費、学校給食費等)の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p>長浜市立学校長</p> <p style="text-align: center;">備 考 欄</p> <p><記入上の注意></p> <ol style="list-style-type: none"> この申請書は、世帯につき1枚となります(対象児童・生徒が2人以上の場合はまとめて申請し、一番年上のお子さんがおられる学校へ提出してください)。 送付書類は、次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 届附費の口座振込みをご希望の場合は、金融機関「店名・口座番号・口座名義」が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー ② 年1月1日現在、長浜市に住所がなかった人は、年中の所得を確認できる書類(コピーでも可) ③ 住まいが持ち家でない場合は、家賃額がわかるもの(契約書のコピーなど) ※契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家賃・借代証明書」を添付してください。 ④ 会社の倒産、事業の閉鎖、事業の閉鎖 家庭事情の変動により、所得が減少した場合や、病気等により、世帯の支出が激しく増えた場合は、それがわかるもの(転職履歴や給与明細書の写しなど) <p>※以下の理由により申請される場合は、下記に該当地区民生委員の意見が必要になります。</p> <p>この場合、就学援助費の受給認定に関して、長浜市教育委員会が当該地区民生委員へ問い合わせることがあります。</p> <p style="text-align: center;">※ 該当地区民生委員意見欄</p> <p style="text-align: center;">民生委員氏名</p>	住居の状況	前年度就学援助状況	持ち家 □ アパート □ 借家(家賃月額 円)	受けていた □ 受けていない	銀行	支店	普通	口座	信用金庫	店	種別	番号	農 協	ふりがな			<p style="text-align: center;">備 考 欄</p>
住居の状況	前年度就学援助状況																
持ち家 □ アパート □ 借家(家賃月額 円)	受けていた □ 受けていない																
銀行	支店	普通	口座														
信用金庫	店	種別	番号														
農 協	ふりがな																

新	旧																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">様式第2号 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">年度 入学前応援金支給申請書</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">下記の理由により入学前応援金を申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">申請者住所</td> <td style="width:40%;">〒 長浜市</td> <td style="width:10%;">電話番号</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td>生年月日</td> <td>年齢</td> <td>勤務先等</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>姓</td> <td>名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">入学予定者</td> <td style="width:10%;">氏名(ふりがな)</td> <td style="width:10%;">申請書上の続柄</td> <td style="width:10%;">生年月日</td> <td style="width:10%;">年齢</td> <td style="width:10%;">学校名</td> <td style="width:10%;">学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>学校</td> <td>1～7年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>学校</td> <td>1～7年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>学校</td> <td>1～7年</td> </tr> </table> <p>以下に上記入学予定者以外で、申請者と生計を同一にしている家族(配偶者や子ども、父離縁)の情報を記入してください。世帯分離しているも、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。同一世帯でも、生活費を分けている場合は記入不要です。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">その他同一生計の家族</td> <td style="width:10%;">氏名(ふりがな)</td> <td style="width:10%;">申請書上の続柄</td> <td style="width:10%;">生年月日</td> <td style="width:10%;">年齢</td> <td style="width:10%;">勤務先または学校</td> <td style="width:10%;">学年</td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(欄外を必要とする理由をわかりやすく詳しく記入してください。)</p> <p style="text-align: center;">承諾書・同意書</p> <p>1. 私(申請者)は、長浜市の入学前応援金の申請のため、上記に記載する家族全員の同意書(承諾書)及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。</p> <p>2. 私(申請者)は、 年3月末日までに長浜市から転出したとき、または入学予定者が 年4月に離県県内市立の小学校、中学校、義務教育学校に入学しなかったときまたは義務教育学校休学期間1年目に進級しなかったときは、支給された入学前応援金を返還することと同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">※面も必ず記入してください。</p>	申請者住所	〒 長浜市	電話番号		ふりがな	生年月日	年齢	勤務先等	氏名	姓	名		入学予定者	氏名(ふりがな)	申請書上の続柄	生年月日	年齢	学校名	学年						学校	1～7年						学校	1～7年						学校	1～7年	その他同一生計の家族	氏名(ふりがな)	申請書上の続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校	学年																																																																<p style="text-align: center;">様式第2号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">あて</p> <p style="text-align: center;">長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費支給申請却下通知書</p> <p>就学援助費支給申請については、長浜市就学援助費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">学校名・学年</td> <td style="width:50%; text-align: center;">年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>却下日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>却下理由番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として(訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	学校名・学年	年	児童・生徒名		保護者名		却下日	年 月 日	却下理由番号	
申請者住所	〒 長浜市	電話番号																																																																																																																							
ふりがな	生年月日	年齢	勤務先等																																																																																																																						
氏名	姓	名																																																																																																																							
入学予定者	氏名(ふりがな)	申請書上の続柄	生年月日	年齢	学校名	学年																																																																																																																			
					学校	1～7年																																																																																																																			
					学校	1～7年																																																																																																																			
					学校	1～7年																																																																																																																			
その他同一生計の家族	氏名(ふりがな)	申請書上の続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校	学年																																																																																																																			
学校名・学年	年																																																																																																																								
児童・生徒名																																																																																																																									
保護者名																																																																																																																									
却下日	年 月 日																																																																																																																								
却下理由番号																																																																																																																									

新	旧																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">住居の状況</td> <td style="width:50%;">年度就学援助状況</td> </tr> <tr> <td>持ち家 <input type="checkbox"/> アパート・借家(家賃月額 円)</td> <td>受けていた <input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>※審査情報については、正確に記入し、通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 入学前応援金は下記口座に振込みを希望します。なお、振込みをもって入学前応援金を受取られたものとします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">銀行</td> <td style="width:10%;">預金</td> <td style="width:10%;">普通</td> <td style="width:10%;">口座</td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td>定期</td> <td>当座</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>ふりがな</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行コード(金融機関コード)</td> <td>支店コード(支店)</td> <td>口座名義</td> <td></td> </tr> </table> <p>★口座情報:変更があった場合は、速やかに報告してください。振込不能となり支給できなくなります。</p> <p style="text-align: center;">備 考 欄</p> <p><記入上の注意></p> <ol style="list-style-type: none"> この申請書は、世帯につき1枚となります(入学予定者が2人以上の場合はまとめて申請し、長浜市教育委員会事務局ことや教育経費課まで提出してください)。 年度就学援助費(学用品費・学校給食費等)の支給を希望する場合は、別途「年度就学援助費支給申請書の提出が必須です」。 添付書類は、次の書類を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> 応援金振込先口座の金融機関(店名・口座番号・口座名義)が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー 年1月1日現在、長浜市に住所がなかった人は、年中の所得を確認できる書類(コピーでも可) 住まいが持ち家でない場合は、審査額がわかるもの(契約書のコピーなど) ※契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家庭(面)証明書」を添付してください。 <ol style="list-style-type: none"> 会社の倒産、事業の閉鎖、家庭事情の発生により、所得が減少(減った場合や、病気等により、世帯の支出が増えたと感じた場合は、それがわかるもの(領収書や給与明細書の写しなど) ※住居の理由により申請される場合は、下記に担当地区民生委員の同意が必要となります。この場合、入学前応援金の支給決定に関して、長浜市教育委員会が担当地区民生委員への問い合わせを行います。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※ 担当地区民生委員見聞</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">民生委員氏名</td> </tr> </table> 	住居の状況	年度就学援助状況	持ち家 <input type="checkbox"/> アパート・借家(家賃月額 円)	受けていた <input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/>	銀行	預金	普通	口座	信用金庫	定期	当座	番号	農協	ふりがな			銀行コード(金融機関コード)	支店コード(支店)	口座名義		※ 担当地区民生委員見聞		民生委員氏名	
住居の状況	年度就学援助状況																							
持ち家 <input type="checkbox"/> アパート・借家(家賃月額 円)	受けていた <input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/>																							
銀行	預金	普通	口座																					
信用金庫	定期	当座	番号																					
農協	ふりがな																							
銀行コード(金融機関コード)	支店コード(支店)	口座名義																						
※ 担当地区民生委員見聞																								
民生委員氏名																								

新	旧										
<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付認定通知書</p> <p>就学援助費支給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応進金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">学 校 名 ・ 学 年</td> <td style="width:80%;">学 校 年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認 定 理 由 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		学 校 名 ・ 学 年	学 校 年	児 童 ・ 生 徒 名		保 護 者 名		認 定 日	年 月 日	認 定 理 由 番 号	
学 校 名 ・ 学 年	学 校 年										
児 童 ・ 生 徒 名											
保 護 者 名											
認 定 日	年 月 日										
認 定 理 由 番 号											

(11/14)

新	旧										
<p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">就学援助費給付否認通知書</p> <p>就学援助費支給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応進金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">学 校 名 ・ 学 年</td> <td style="width:80%;">学 校 年</td> </tr> <tr> <td>児 童 ・ 生 徒 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 護 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>否 認 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否 認 理 由 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		学 校 名 ・ 学 年	学 校 年	児 童 ・ 生 徒 名		保 護 者 名		否 認 定 日	年 月 日	否 認 理 由 番 号	
学 校 名 ・ 学 年	学 校 年										
児 童 ・ 生 徒 名											
保 護 者 名											
否 認 定 日	年 月 日										
否 認 理 由 番 号											

新	旧															
<p>様式第5号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付認定通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校名・学年</td> <td style="width: 60%;">学校</td> <td style="width: 20%;">年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>認定日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認定理由番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として(訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		学校名・学年	学校	年	児童・生徒名			保護者名			認定日	年 月 日		認定理由番号		
学校名・学年	学校	年														
児童・生徒名																
保護者名																
認定日	年 月 日															
認定理由番号																

(13/14)

新	旧															
<p>様式第6号 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>保護者住所 氏名 様 長浜市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">入学前応援金給付否認通知書</p> <p>入学前応援金受給申請については、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校名・学年</td> <td style="width: 60%;">学校</td> <td style="width: 20%;">年</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>否認日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>否認理由番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として(訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		学校名・学年	学校	年	児童・生徒名			保護者名			否認日	年 月 日		否認理由番号		
学校名・学年	学校	年														
児童・生徒名																
保護者名																
否認日	年 月 日															
否認理由番号																

(14/14)